第十七号様式別表記載要領13を同表記載要領19とし、同表記載要領12中「「摘要」欄の」を削り、同表記載要領12を同表記載要領17とし、同表記載要領17の次に次のように加える。

18　「支払者」の項の「個人番号又は法人番号」の欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号（番号法第２条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を１文字空けて記載してください。

第十七号様式別表記載要領11中「「摘要」欄の」を削り、同表記載要領11を同表記載要領16とし、同表記載要領10中「「摘要」欄の」を削り、同表記載要領10を同表記載要領15とし、同表記載要領９を削り、同表記載要領８中「「摘要」欄の」を削り、同表記載要領８を同表記載要領11とし、同表記載要領11の次に次のように加える。

12　「控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の欄の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族（以下12において「控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者である場合には、その旨を記載してください。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」の欄は、不明の場合は空欄としてください。

13　「５人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の欄には、５人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「⑴個人番号」）

14　「５人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号」の欄には、５人目以降の16歳未満の扶養親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「⑵個人番号」）

第十七号様式別表記載要領７中「「摘要」欄の」を削り、「欄の金額」を「の欄の金額」に改め、同表記載要領７を同表記載要領10とし、同表記載要領６中「以下６」を「以下９」に、「「摘要」欄には」を「「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ」に改め、同表記載要領６㈡中「当該年月日）」の次に「及びその者の住宅の取得等（同条第１項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅の新築等又は同法第41条の３の２第１項若しくは第５項に規定する住宅の増改築等をいう。㈢において同じ。）が特定取得（同条第５項に規定する特定取得をいう。㈢において同じ。）に該当する場合には、その旨」を加え、同表記載要領６㈢中「第３項若しくは第５項又は同法第41条の３の２第１項若しくは第４項」を「第６項若しくは第10項又は同法第41条の３の２第１項若しくは第５項」に改め、「（同法第41条第１項に規定する住宅の取得等、同条第５項に規定する認定住宅の新築等又は同法第41条の３の２第１項若しくは第４項に規定する住宅の増改築等をいう。以下㈢において同じ。）」を削り、「同条第３項」を「同条第６項」に、「金額、同条第５項」を「金額、同条第10項」に、「金額又は同法第41条の３の２第１項若しくは第４項」を「金額又は同法第41条の３の２第１項若しくは第５項」に、「租税特別措置法第41条の３の２第１項又は第４項」を「同条第１項又は第５項」に改め、「合計額」の次に「並びに当該住宅の取得等が特定取得に該当する場合には、その旨」を加え、同表記載要領６㈣中「第４項」を「第５項」に改め、同表記載要領６を同表記載要領９とし、同表記載要領５中「「社会保険料等の金額」欄の「内」」を「「社会保険料等の金額」の項の「内」の欄」に、「「社会保険料等の金額」欄の金額」を「「社会保険料等の金額」の項の金額」に、「以下５」を「以下７」に、「「摘要」欄」を「「国民年金保険料等の金額」の欄」に改め、同表記載要領５を同表記載要領７とし、同表記載要領７の次に次のように加える。

８　控除対象扶養親族若しくは16歳未満の扶養親族が５人以上いる場合又は配偶者特別控除の対象となる配偶者がいる場合には、「摘要」の欄にはそれぞれ次により記載してください。

㈠　控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が５人以上いる場合

５人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「５人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「５人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。（例「⑴氏名」）

また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、５人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者である場合にはその旨を記載してください。

㈡　配偶者特別控除の対象となる配偶者がいる場合

配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名を記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「５人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。（例「⑵氏名」）

また、氏名の後には（配特）と記載し、当該配偶者が国外に居住する非居住者である場合にはその旨を記載してください。

第十七号様式別表記載要領４中「「障害者の数（本人を除く。）」欄の「特別」欄の「内」欄」を「「障害者の数（本人を除く。）」の項の「特別」の欄の「内」の欄」に改め、同表記載要領４を同表記載要領５とし、同表記載要領５の次に次のように加える。

６　「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、控除対象配偶者以外の配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者がいる場合には、その数を記載してください。

第十七号様式別表記載要領３中「「控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）」欄」を「「控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）」の項」に改め、同表記載要領３の次に次のように加える。

４　「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満（平成　年１月２日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載してください。

第十七号様式別表記載要領２中「「支払金額」欄の「内」」を「「支払金額」の項の「内」の欄」に改め、同表記載要領１を次のように改める。

１　「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、給与等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。